

# ○四万十市飼い主のいない猫不妊去勢手術推進事業費補助金交付要綱

令和6年3月15日  
告示第18号

## (趣旨)

第1条 この告示は、四万十市飼い主のいない猫不妊去勢手術推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 この告示は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び高知県動物の愛護及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第4号）の動物愛護の趣旨に基づき、予算の範囲内において飼い主のいない猫の不妊去勢手術等の費用の一部を補助することにより、飼い主のいない猫の不妊手術を行うことを奨励し、飼い主のいない猫の増加を抑え、殺処分を余儀なくされる不幸な猫をなくすこと及び動物の愛護及び管理についての理解を深め、公衆衛生の向上及び社会生活の安定に寄与することを目的とする。

## (定義)

第3条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 四万十市内に生息する飼い主（所有者もしくは占有者）のいない猫のうち、四万十市の住民基本台帳に記録されている者が糞尿の清掃や、適正な餌やり等衛生的な飼養管理が行われる猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術等 メス猫の卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術、オス猫に対する睾丸摘出並びに耳の先端部分をV字に切ることをいう。
- (3) 診療施設 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に定義される診療施設をいう。

## (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 四万十市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 明らかに飼い主がいない猫を飼養管理していること。
- (4) 四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第7号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないこと。

## (補助金額)

第5条 市長は、補助対象者が行う不妊去勢手術等に要する費用で、飼い主のいないメス猫1頭につき6,000円、オス猫1頭につき4,000円を限度として予算の範囲内において補助する。ただし、補助しようとする金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

## (申請の手続等)

第6条 補助対象者は、飼い主のいない猫の不妊手術後（術後に入院が必要な場合は退院後）30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 不妊去勢手術等の費用が記載された領収書及び耳の先端をVカットしたことが確認できる書類等（領収の明細、内訳等又はVカット実施済みの顔写真）
- (2) その他、市長が必要と認める書類

## (補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めたときは補助金不交付

決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 補助金の額については、規則第16条の2第2項の規定に基づき、前項の規定による交付決定をもって確定する。その際、前条の規定による申請書は、規則第13条第1項の規定による実績報告書とみなす。

3 第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、自身が飼養管理する飼い主のいない猫について、トイレの設置、餌の適正な管理等、周辺環境の美化を図るとともに近隣住民の理解を得るよう努めなければならない。

4 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（補助金の請求及び交付）

第8条 市長は、第7条の規定により、交付決定した者に対し、補助金を交付するものとする。

（情報の開示）

第9条 この事業に関して四万十市情報公開条例（平成17年四万十市条例第13号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第9条の規定による非開示項目以外の情報は、原則として開示するものとする。

（調査等）

第10条 市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日告示第18号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月17日告示第32号）